

令和 4 年度の変更点について

1. 高額難病治療特例の認定要件の変更について（令和 4 年 10 月 1 日付）

- ・認定要件に小児慢性特定疾病医療支援の期間を加えることが可能になり、小児慢性特定疾病からの切り替え時に適用できるようになった。

添付資料 1：神奈川県特定医療費（指定難病）支給認定実施要綱新旧対照表

2. 保険証の変更時のマイナンバーの利用開始について（令和 4 年 9 月開始）

- ・保険証変更時、従来は課税状況の証明書類（課税・非課税証明書等）の添付が必須であったが、新規申請時と同様マイナンバーを記載することで添付省略ができるようになった。
- ・ただし、新規申請時にマイナンバーによる省略ができない国保組合加入者や非課税の社会保険加入者は引き続き課税状況の証明書類の添付が必要。

添付資料 2：健康保険証の種類による支給認定世帯員と提出書類・マイナンバー省略可否早見表

3. 登録者証について

令和 4 年 10 月 14 日の定例閣議において、難病法・児童福祉法の改正法案が閣議決定された。

この法案には、これまで特定医療費（指定難病）受給者証の対象外となってきた軽症者に対し、「登録者証（仮称）」の発行することや、重症化時の医療費助成のさかのぼりなどの事項が盛り込まれている。

対象者は全国で 100 万人を超え、厚労省は 2024 年度にも発行を考えているとの報道もあるが、国や県からはまだ具体的なものは示されていない。

添付資料 3：JPA（日本難病・疾病団体協議会）事務局ニュース

2022 年 10 月 14 日発行